

多古町喜多地区第1期開発区域まちづくり協議会「第1回役員会」を開催しました

多古町喜多地区第1期開発区域まちづくり協議会(以下、「協議会」という。)**「第1回役員会」**を開催しました。当日の開催概要は右記の通りです。

当日に説明した内容について、以下でご紹介いたします。



【開催概要】

日時:令和7年11月11日(火)18:00~19:00

場所:喜多第三共同利用施設

出席者数:15名(総役員数:20名)

【次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1)事業化検討パートナー募集要項(案)について
 - (2)事業化検討パートナー募集に係る審査委員会設置要領(案)について
 - (3)事業化検討パートナー募集要項及び審査委員会設置要領の承認について
3. その他
4. 閉会

1.当日の議事について

(1)事業化検討パートナー募集要項(案)について

これまでのまちづくり勉強会や協議会設立総会(10月11日)にてご説明させていただきました通り、喜多地区の産業拠点創出に向けたステップとして、事業化検討パートナー※を選定していきます。

このため、今回の役員会においては、事業化検討パートナーの選定に向けた募集要項(案)について以下の通り説明しました。

※事業化検討パートナーとは…下記③参照

【募集要項(案)の主な記載項目】

①実施主体

協議会(支援(事務局):多古町空港まちづくり課 空港地域振興室)

②募集方式

公募によるプロポーザル方式(複数の企業から企画や提案を募り、その内容を審査して最も優れた提案を行った企業を選定する方式です。)

③事業化検討パートナーの位置づけ及び役割

事業化検討パートナーは、協議会及び多古町と協力しながら、産業拠点創出に向けた提案・助言や地権者の合意形成に関する事項の支援等を行います。

④業務内容

⑤業務に関する費用

⑥検討期間

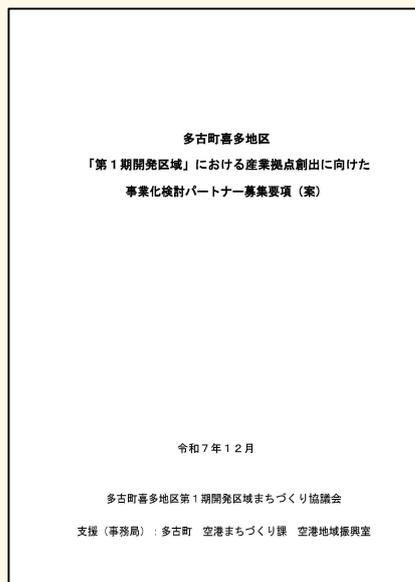
⑦参加資格

⑧審査項目

⑨募集スケジュール

12月初旬に募集を開始し、各種手続きや審査を経て、令和8年2月下旬に優先交渉権者を選定した後、3月中旬に協議会全体会にて、選定結果の報告及び議決を行う予定です。

募集要項(案)



※詳しくは12月初旬に多古町ホームページに掲載する募集要項をご確認ください。

(2)事業化検討パートナー募集に係る審査委員会設置要領(案)について

協議会との優先交渉権者の選定にあたり、企業からの企画・提案やプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を設置するため、事務局にて設置要領(案)を作成し、所掌事項、組織、運営方法等の内容について説明いたしました。

なお、審査委員会の構成員は、協議会、行政機関職員及び多古町職員で構成する案をご説明いたしました。

(3)事業化検討パートナー募集要項及び審査委員会設置要領の承認について

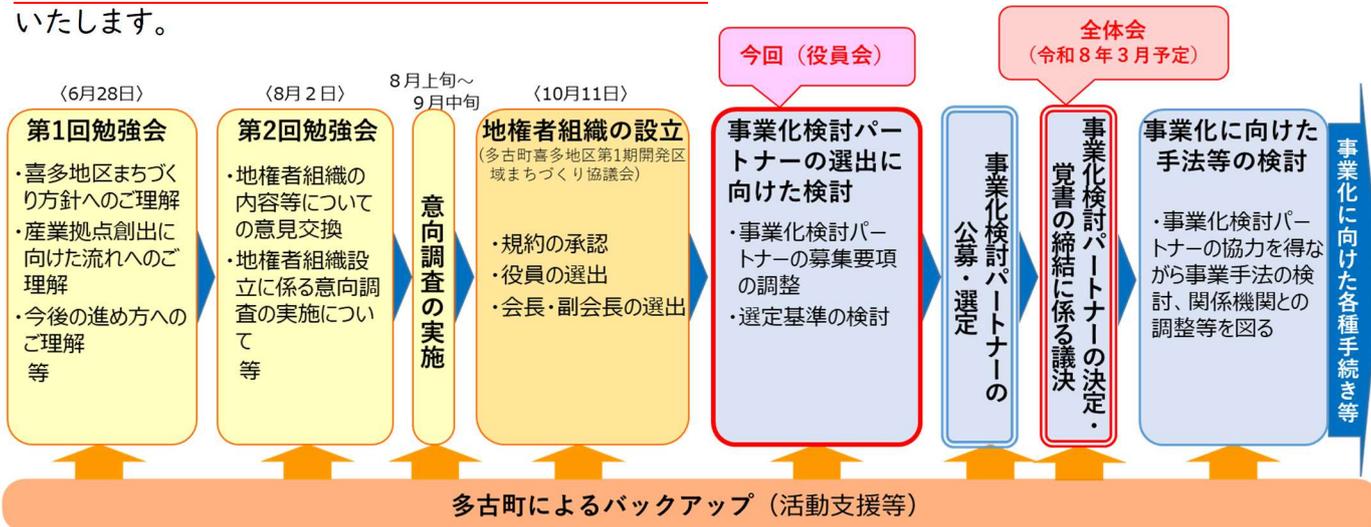
事業化検討パートナー募集要項及び審査委員会設置要領について、出席された役員の皆様の賛成多数により承認されました。

2.今後のスケジュールについて

役員の皆様にご承認いただいた事業化検討パートナー募集要項に基づき、今後は、事業化検討パートナーの公募・選定を実施します。

その後、協議会全体会にて、事業化検討パートナーの決定、覚書の締結に係る議決を行います。

このため、次回の全体会につきましては、令和8年3月の開催を予定しています。**重要な事項の議決となりますので、皆様のご参加をお願いいたします。**詳細な内容、日程につきましては、改めてご案内いたします。



3.主な質疑応答

Q1: 第1期開発区域における事業手法について、土地の売却意向が無い地権者がいる場合、どのような事業手法となるか。

⇒ 開発行為は土地を買収して進める手法ですが、土地区画整理事業は事業後も土地を所有し続けることが可能な手法です。また、地権者の皆様の土地に対するご意向については、今後選定する事業化検討パートナーの協力を得ながら、皆様のご意向を改めて確認し、その内容を踏まえて事業手法を選定することになります。

Q2: プレゼンテーションの審査委員には、専門知識のある方がいた方が良いのではないかと。

⇒ 審査委員として、学識経験等を有する外部委員にご参加いただくことを予定しております。

Q3: 近年、外国人が不動産を買収することで地価が上昇するというニュースを見るが、喜多地区において同様の事象が起きた場合、事業を継続することは可能なのか。

⇒ 土地買収における規制はかけられませんが、そのような話がある場合は、地権者の皆様におかれましても、慎重にご判断いただきたいと思います。

お問い合わせ先・発行元

多古町 空港まちづくり課 空港地域振興室企業誘致係(担当:飯田、川口、山本)

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

電話:0479-76-5408 FAX:0479-76-7144